

■議案第117号 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスについては、土曜日は休館日としていましたが、今般、土曜日も開館することとし、併せてデイサービス事業の利用日を月曜日から金曜日までとしていたものを月曜日から土曜日までに拡充するものです。

また、介護認定を受けていない居住者のデイサービスの利用について、500 円の利用料金で利用できることとしていましたが、現在まで利用者がいないこと、「四万十町生きがい通所サービス事業」で同様のサービスの提供が受けられること、利用料金に相違があること等から、デイサービスによる利用は廃止し、今後は「四万十町生きがい通所サービス事業」で対応することとするものです。

【改正の内容】

- ① 休館日の土曜日を削除します。
- ② デイサービス事業の利用日を「月曜日から金曜日まで」から「月曜日から土曜日まで」に変更します。
- ③ デイサービス運営事業利用料金を削除します。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(休館日及び利用時間)	(休館日及び利用時間)
第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。	第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。
(1) 休館日	(1) 休館日
ア 日曜日	ア 日曜日及び土曜日
イ (略)	イ (略)
(2) 利用時間	(2) 利用時間
ア デイサービス事業	ア デイサービス事業
午前9時から午後6時まで（ただし、毎週月曜日から <u>土曜日</u> まで）	午前9時から午後6時まで（ただし、毎週月曜日から <u>金曜日</u> まで）
2・3 (略)	2・3 (略)
別表（第11条関係）	別表（第11条関係）

改正後	改正前		
	<u>(1) デイサービス運営事業利用料金</u>		
	<table><tr><td>デイサービス（基本・通所事業）</td><td>1 日 500 円</td></tr></table>	デイサービス（基本・通所事業）	1 日 500 円
	デイサービス（基本・通所事業）	1 日 500 円	
	<u>(2) 配食サービス利用料金</u>		
	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	
	(略)		
	<u>(2) 居住施設利用料金</u>		
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)		
(略)			
備考			
(略)			
	<u>(1) デイサービス運営事業利用料金</u>		
	<table><tr><td>デイサービス（基本・通所事業）</td><td>1 日 500 円</td></tr></table>	デイサービス（基本・通所事業）	1 日 500 円
デイサービス（基本・通所事業）	1 日 500 円		
	<u>(2) 配食サービス利用料金</u>		
	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	
(略)			
	<u>(3) 居住施設利用料金</u>		
	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	
(略)			
備考	備考		
(略)	(略)		